

# 共同研究契約における間接経費の 制度見直しについて

学術・社会連携室  
オープンイノベーション事業本部



# 1) 共同研究に係る間接経費について(これまでの経過)

## ➤ 共同研究に間接経費を導入(平成17年度)

平成17年4月から、一般管理的な経費を企業等にも負担してもらうために10%の間接経費を共同研究に新たに算定。



## ➤ アワーレート方式による間接経費の算定(平成29年度)

平成29年4月から、全学の共同研究実施にかかる追加的に生じる附帯コストを集計し、共同研究に従事する総時間相当で割ることで、時間当たり単価＝「教員単価」を設定。「教員単価」に共同研究従事時間等(エフォート)を乗じて算定。

## ➤ 基礎研究促進費の間接経費での算定(令和2年度)

令和2年4月から、本学研究者の学術的知見等への対価として、従来のコスト積み上げ方式の契約では計上することができない、研究者の学術的知見等の貢献度に基づき算定。

## 2) 間接経費の積算方式の見直しの背景

### (社会的背景)

- 企業等と大学との共同研究金額は全国レベルでも増加傾向にあり、政府レベルでの議論の焦点は、単なる金額の増加から、「産学官連携の成果を新たな価値の創出につなげる」ことへ移行している。  
(令和2年6月30日産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】)
- 「組織対組織」の大型共同研究が成果を挙げるためには、多数の企業等が関連する研究コンソーシアムの運営や地方公共団体との連携、大学発ベンチャー育成の仕組み(イノベーションエコシステム)が重要になっている。
- イノベーションエコシステムの構築にあたっては、研究者の集積のみならず、知財・法務・利益相反のプロフェッショナルを含む産学連携支援組織の強化が必要であり、そのための財源として、民間企業等との共同研究における適切な間接経費の確保は必須である。
- また、競争的資金の間接経費の額については、関係府省連絡会申し合わせでは、直接経費の30%に当たる額とすることが定められており、同趣旨の間接経費であっても共同研究と制度に相違が生じている。  
(令和元年7月18日競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針)

## 2) 間接経費の積算方式の見直しの背景

(広島大学の現状・課題)

- 本学では、他大学に先駆けてアワーレート方式を導入したものの、制度の複雑さもあり、令和元年度の間接経費率は平均**約16%**と低位に留まっている。
- 国からの運営費交付金が減少する中で、近年、契約サポート人件費、研究設備維持費、建物維持管理費、電子ジャーナル費、光熱水料などの**固定的な費用**が増大している。
- 共同研究を実施するためには、この基盤となる**固定的な経費**は必要であり、間接経費の割合換算で40%程度の費用が発生している。しかし、現状(間接経費率が約16%)では、**この差の経費を大学が負担している**。本学のアワーレート方式では積算できていないコストが多いことが判明した。
- 他大学の動向を見ると、共同研究を実施するための間接的なコストを企業等に負担してもらうために、先行してアワーレート方式を導入した名古屋大学を含め、**主要大学は定率方式による30%へ移行している**。

### 3) 間接経費の積算方式の見直しについて

#### 【間接経費率の見直し】

令和3年4月1日より、間接経費の算定を「アワーレート方式」から、「定率方式」に変更。  
**直接経費の30%(固定)に相当する額を標準として**、令和3年4月以降から研究期間が開始する新規の共同研究契約から適用。

(これまで)

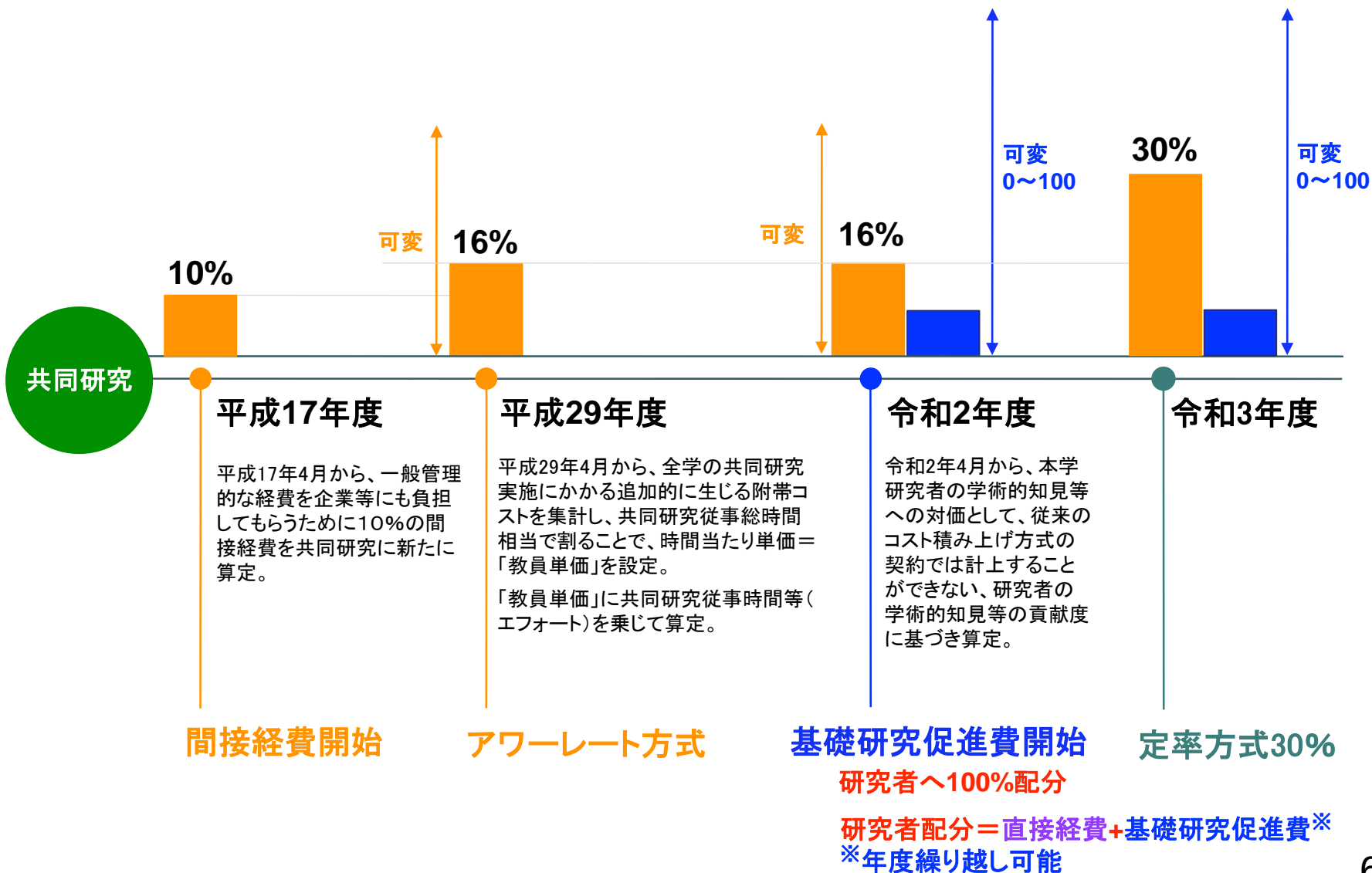
直接経費	
間接経費	教員人件費・附帯コスト相当額 (アワーレート方式)



(令和3年4月1日より)

直接経費	
間接経費	共同研究を実施するための 間接的なコスト相当額 <b>(直接経費 × 30%)</b>

# 3) 間接経費の積算方式の見直しについて



# 5) 間接経費比率改訂の運用開始時期等

## ◆ 適用時期と適用範囲について

令和3年4月1日以降に研究が開始(変更契約を含む)される共同研究  
 令和3年4月1日以降に共同研究を要する経費を変更する場合

(例示)

